

小美玉市の用途別建築制限

平成28年10月 4日～

用途	建ぺい/容積	高さ制限	防火地域 準防火地域	建基法 22条(屋根) 23条(外壁) の不燃化規制	高度地区 特別用途地区 風致地区 地区計画	壁面後退	道路斜線制限	隣地斜線制限	北側斜線制限	日影規制
第一種低層住居 専用地域	40/80 60/150	絶対高さ 10m						—	●5m + 1 : 1.25	●対象建築物： 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物 ●平均地盤面からの高さ： 1.5m ●敷地境界線から10メートル以内： 3時間以上 ●敷地境界線から10メートルを超える範囲： 2時間以上
第二種低層住居 専用地域	60/150 60/200									
第一種中高層住居 専用地域	50/100 60/150	—	—	—	—	—	●1 : 1.25 適用距離20m	●20m + 1 : 1.25	●10m + 1 : 1.25	●対象建築物： 高さが10mを超える建築物 ●平均地盤面からの高さ： 4m ●敷地境界線から10メートル以内： 4時間以上 ●敷地境界線から10メートルを超える範囲： 2.5時間以上
第一種住居地域	60/200									
第二種住居地域	60/200									
準住居地域	60/200									
近隣商業地域	80/200									
	80/300									
工業地域	60/200									
工業専用地域	60/200									
無 指 定	60/200	—	—	—	—	—	●1 : 1.5 適用距離20m	●20m + 1 : 1.25	—	—